

## 第二部 参照情報

## 1. 参照書類

機構の経理の状況等、その他の事業の内容に関する重要な事項及びその他の事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

「債券内容説明書 発行者情報の部 平成20年度」（平成21年10月1日現在）（以下「本説明書発行者情報の部」という。）

## 2. 参照書類の補完情報

### (1) 将来のリスクに関する情報

本債券の発行者である機構の詳細について記載し、本説明書証券情報の部と一体をなす、上記に掲げた参照書類としての本説明書発行者情報の部には「事業等のリスク」に関する事項が記載されておりますが、当該「事業等のリスク」について、本説明書発行者情報の部の作成日（平成21年10月1日）以降、本説明書証券情報の部の作成日（平成22年6月3日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、本説明書発行者情報の部には、将来に関する記述が記載されておりますが、当該事項は以下に記載された事項を除き、本説明書証券情報の部の作成日（平成22年6月3日）現在においてもその判断に変更はありません。

### (2) 独立行政法人の抜本的な見直しについて

平成21年11月の行政刷新会議第3回会合における独立行政法人の抜本的見直しに関する議論・決定を受け、平成21年12月25日に「独立行政法人の抜本的な見直しについて」が閣議決定されました。これに伴い、平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」に定められた事項（既に措置している事項を除く。）は当面凍結され、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討されることとなりました。「独立行政法人の抜本的な見直しについて」の内容は以下の通りです。

#### 独立行政法人の抜本的な見直しについて

平成21年12月25日  
閣議決定

すべての独立行政法人について、以下の基本的姿勢及び見直しの視点により、抜本的な見直しを行う。

#### 1. 基本的姿勢

- (1) 従来の独立行政法人の改革は抜本的な見直しとして徹底されたものとは言い難く、国民の不信感は払拭されていない。
- (2) このため、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、国民的視点で、実態を十分に把握しつつ、聖域なく厳格な見直しを行う。
- (3) 見直しの結果、独立行政法人の廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。見直しの過程において、主務大臣が説明責任を果たすとともに、事務・事業の廃止等によってどのような問題が生じるかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該事務・事業の廃止等の措置を講じる。また、独立行政法人制度自体を根本的に見直すことを含め、制度の在り方を刷新する。なお、独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する。
- (4) 今後、下記2. に掲げる視点により、独立行政法人について、平成21年11月に行政刷新会議が実施した事業仕分け（以下「事業仕分け」という。）を通じて明らかになった組織、制度等に係る課題を踏まえつつ、結論を得たものから順次速やかに必要な措置を講ずる。その際、国の財政支出の見直し等を徹底する。

#### 2. 見直しの視点

すべての独立行政法人について、以下の視点で抜本的な見直しを行う。

なお、独立行政法人は、公共の見地から確実に実施する必要がある事務・事業を担うものであるため、国の事業に対して実施した事業仕分けの結果、廃止、民営化等とされる政策に基づく事務・事業については、原則として、国と同様に廃止、民営化等の措置を講じる。

##### (1) 事務・事業の抜本的な見直し

事業仕分けの成果を踏まえつつ、すべての独立行政法人のすべての事務・事業について、必要性、有効性及び効率性の観点から、次の視点に立って抜本的に見直しを行う。

- ① 国民生活にとって真に不可欠なものであるか。
- ② 事業性を有するもの、民間の参入を阻害しているもの、国が一定の関与を行うことで民間が実施可能なものは民間において実施できないか。
- ③ 公的主体が実施すべきものであっても、事務・事業の効果が一部の地域にとどまるもの、地域に分散させることが可能なもの又は地方で類似の事務・事業を実施しているものなどについては、地方公共団体で実施できないか。
- ④ 一の主体により一体的に実施すること、類似の事務・事業を実施している他の主体により実施することにより効率的・効果的に国民へのサービスが提供できるものについては、他の主体で実施できないか。
- ⑤ 国自らが直接実施することが真に必要なものについては、徹底した効率化を図った上で、国の行政機関に事務・事業を移管できないか。

(2) 独立行政法人の廃止・民営化等

事務・事業の徹底した見直しの結果を踏まえ、独立行政法人の在り方を検討し、廃止、民営化、移管等を行うべきものについては、必要な措置を講じる。

(3) 組織体制及び運営の効率化の検証

上記の見直しと併行して、事務・事業を実施するにふさわしい組織体制及び効率的な運営について、ガバナンスの強化、効率的・効果的な事業実施の実現及び透明性の確保の観点から検証し、必要な措置を講じる。

- ① 独立行政法人制度の基本理念と国の関与の実態を踏まえ、内部ガバナンス、国の関与の在り方をどう構築すべきか。また、厳格なコンプライアンスをどう確立すべきか。
- ② 主体的・効率的な運営及び国民へのサービス向上を図るための体制の在り方は適切か。
- ③ 市場動向を含む社会経済情勢の変化に即応し、業務運営の変革やバランスシート及びキャッシュフローの最適なマネジメントを進めるなど、機動的・効率的なマネジメントが確立されているか。
- ④ 役員の任命及び法人の長の意思決定は適切に行われているか。
- ⑤ 主体的・効率的な運営のための目標・計画の設定、業務の実施、第三者による事後の評価及び評価を踏まえた見直しというサイクルは有効に機能しているか。
- ⑥ 事務・事業の実施方法、規模等は適切か。
- ⑦ 関連法人等との間の資金や人の流れの透明性は確保されているか。
- ⑧ 随意契約は、真に合理的な理由があるものに限定されているか。また、競争入札についても、実質的な競争が確保されているか。
- ⑨ 保有資産（実物資産、金融資産）等の経営資源が事務・事業の目的及び内容に照らして過大なものとはなっていないか。徹底的に縮減し、国庫返納等を行うべきではないか。
- ⑩ 自己収入の確保、既存財源の活用、民間の適正な負担の在り方を見直し等を行い、国の財政支出の見直しが徹底されているか。
- ⑪ 独立行政法人の業務運営全般について情報公開が徹底されているか。また、国民の理解を深めるための情報提供が徹底されているか。

3. 関連事項

- (1) 「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）」に定められた事項（既に措置している事項を除く。以下同じ。）については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。ただし、随意契約の見直し及び保有資産の見直しに係る事項については、再検討の間においても引き続き取組を進める。

なお、別途各府省の判断により、独立行政法人整理合理化計画に定められた事項について取組を進めることを妨げない。

- (2) 「国の行政機関の定員の純減について（平成18年6月30日閣議決定）」については、純減目標数から平成22年度に予定されている新たな国の業務の独立行政法人化に係る純減数（森林管理関係における人工林の整備、木材販売等の業務を非公務員型独立行政法人に移行することに係る純減数（2,041人）及び気象庁関係における気象研究所を非公務員型独立行政法人とすることによる純減数（174人））を除くこととし、他の重点事項については着実に実施する。
- (3) 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについては、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（平成15年8月1日閣議決定）」にかかわらず、行政改革推進本部の議を経ることを要しない。

**(3) 長寿・子育て・障害者基金勘定の廃止並びに中期目標（第2期）及び中期計画（第2期）の変更について**

当機構の「長寿・子育て・障害者基金」は、平成21年11月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて「基金の全額を国庫に返納し、必要な事業については毎年度予算措置すること」との評価結果を受けました。この結果を踏まえ、基金を国庫に返納（長寿・子育て・障害者基金勘定を廃止）し、新たに「社会福祉振興助成費補助金」が創設されることとなりました（平成22年度中に一般勘定に統合予定）。これを受け、平成20年2月に定められた当機構の中期目標（第2期）及び中期計画（第2期）は、平成22年3月に変更されております。変更後の中期目標（第2期）及び中期計画（第2期）の内容は以下の通りです。

**独立行政法人福祉医療機構中期目標**

平成20年2月29日付厚生労働省発社援第0229002号指示  
変更：平成22年3月29日付厚生労働省発社援0329第66号指示

独立行政法人福祉医療機構は、国の福祉政策及び医療政策と密接に連携しつつ、貸付その他の公共性の高い多様な事業を公正かつ総合的に実施することにより、わが国の福祉の増進並びに医療の普及及び向上に貢献することが期待されている。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構が達成すべき業務運営に関する目標を次のように定める。

平成20年2月29日

厚生労働大臣  
舩添 要一

**第1 中期目標の期間**

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第29条第2項第1号の中期目標の期間は、平成20年4月から平成25年3月までの5年とする。

**第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項**

独立行政法人の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。

**1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備**

国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制を継続的に見直すこと。

**2 業務管理（リスク管理）の充実**

効率的かつ効果的な業務運営を行うため、業務の実態に応じた業務管理手法の確立・定着を図るとともに、法人運営に伴い発生する業務上のリスク、財務上のリスク等を把握し、適切な予防措置を講じるなどリスク管理の充実を図ること。

### 第3 業務運営の効率化に関する事項

通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

#### 1 業務・システムの効率化と情報化の推進

(1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図ること。

- ・ 福祉医療貸付事業
- ・ 福祉保健医療情報サービス事業
- ・ 退職手当共済事業
- ・ 年金担保貸付事業
- ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、システム等の継続的な改善に努めること。

(3) 情報化の進展による諸環境の変化に対応できるように、情報管理担当部署の専門性の向上を図るとともに、業務上必要となる職員のIT技能の習得を推進すること。

#### 2 経費の節減

(1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。

(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

- ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

(3) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減すること。

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減すること。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続すること。

併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

#### 第4 業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

##### 1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 国の福祉政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。
- (3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。
- (4) 民業補完の推進の観点から、福祉貸付における協調融資制度を充実し、制度の適切な運用に努めること。
- (5) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図ること。

##### 2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 国の医療政策における政策目標を着実に推進するため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。  
ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設けること。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応すること。
- (3) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。
- (4) 審査業務及び資金交付業務について利用者サービスの向上を図るとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用すること。

##### 3 福祉医療貸付事業（債権管理）

###### (1) 福祉医療貸付事業等の効率化

- ① 政策金融改革の趣旨を踏まえ、融資の重点化及び融資率の引き下げを行い、平成24年度予算における福祉医療貸付事業の新規融資額を平成17年度における同事業の新規融資額の実績と比べて20%程度縮減し、併せて同事業における融資残高の縮減に努めること。
- ② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、現中期目標期間中の新規契約分について利差益が確保されるよう努めること。
- ③ 政策融資としての役割を効果的に果たし、併せて民業補完を推進するとの観点から、政策融資としての機

能を毎年点検し、事業内容を不断に見直す等事業の効率化を進めること。

(2) リスク管理債権の適正な管理

福祉医療貸付事業の貸付債権について、貸付先の業況の把握、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取り組むとともに、債権区別に適切な管理を行い、中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努めること。

#### 4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 集団経営指導（セミナー）については、施設の健全経営のために必要な情報を広く施設経営者等に提供すること。

(2) 施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握し、健全な施設経営を行うことができるように、診断メニューの多様化を図り、個別経営診断の普及に努めること。特に、実地調査を伴う個別経営診断の強化を図り、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対する経営支援に努めること。

(3) 社会福祉や医療の制度変更、経営環境の変化等による経営者のニーズを的確に把握し、施設経営を支援するための情報の収集・分析・提供の充実強化に努めること。

(4) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から自己収入の拡大に努めること。

#### 5 社会福祉振興助成事業

平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、毎年度、助成方針を定め公表すること。その際、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、毎年度、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、助成方針に明記すること。

(2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、選定方針を定め、公正に選定を行うなど、客観性及び透明性の確保を図ること。

また、事業内容の特性に配慮しつつ、助成事業の固定化回避に努めること。

(3) 助成事業の申請等の事務負担を軽減するため、各種提出書類の電子化などを行うこと。

(4) 助成した事業の事後評価については、毎年度、外部有識者からなる委員会において、評価方針を定め、効率かつ効果的な評価を行うこと。また、事後評価結果を選定方針の改正等に適正に反映すること。

(5) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。

(6) 事後評価の結果を踏まえ、事業効果の高い事業等の周知とその効果的な普及を推進すること。

## 6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図ること。
- (2) 利用者への説明会や提出書類の簡素化等により、利用者の手続き面での利便性の向上及び負担の軽減に努めること。
- (3) 業務委託先への業務指導を徹底することにより、窓口相談、届出受理の機能強化を図ること。

## 7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、19年度末の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。

### (1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。

なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行なうこととしていることから、基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をすること。

### (2) 扶養保険資金の運用

#### ① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこと。

#### ② 運用の目標

厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するため、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。

各年度において、各資産ごとに各々のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益率を確保すること。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いること。

#### ③ 運用におけるリスク管理

扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。

#### ④ 年金給付のための流動性の確保

扶養保険事業の財政見直し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。

#### ⑤ 運用に関する基本方針の策定

扶養保険資金の運用について、基本方針を策定すること。

#### ⑥ 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとし、そ



の際、以下の点に留意すること。

- ・ 厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とすること。
- ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。
- ・ 扶養保険事業の財政の安定化の観点から、変動リスクを一定範囲に抑える資産構成とすること。その際、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。

⑦ 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。

⑧ リスク管理の徹底

基本ポートフォリオ管理を適切に行うとともに、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関のリスク管理を行うこと。

⑨ 運用手法

長期保有を前提としたインデックス運用等のパッシブ運用を中心とすること。

⑩ 企業経営等に与える影響への考慮

企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。また、長期的な株主等の利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使などの適切な対応を行うこと。

⑪ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認する等の検証を行うこと。

(3) 事務処理の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるように連携を図ること。

## 8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。

(1) 福祉保健医療情報に対する国民のニーズの高度化とこれら情報の提供機関の多様化等に対応して、WAM NETの特長を最大限に活かすことができる事業への重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上等に努めること。

(2) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAM NET基盤を活用すること。

(3) WAM NET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努めるほか、業務・システムの最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図ること。

また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大に努めること。

## 9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努めること。

- (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。
- (2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うこと。  
また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じること。
- (3) 年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図るとともに、受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めること。
- (4) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行うこと。

#### **10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務**

##### (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努めること。

- ① 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。
- ② 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努めること。
- ③ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。

##### (2) 承継教育資金貸付けあっせん業務

「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、平成20年度から承継教育資金貸付けあっせん業務を休止すること。

### **第5 財務内容の改善に関する事項**

通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。

#### 1 運営費交付金以外の収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。

#### 2 自己資金調達による貸付原資の確保

福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、財投機関債の発行等による資金調達を適切に行うこと。

#### 3 資産の有効活用

機構の保有する資産の活用方法について、自己収入の増加を図る等の観点から、中期目標期間中に見直しを行うこと。

## 第6 その他業務運営に関する重要事項

通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。

### 人事に関する事項

- (1) 効率的かつ効果的な業務運営を行うため、組織編成及び人員配置を実情に応じて見直すこと。
- (2) 人事評価制度の運用により職員の努力とその成果を適正に評価するとともに、人材の育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。

## 独立行政法人福祉医療機構中期計画

平成20年3月31日付厚生労働省発社援第0331001号認可

変更：平成22年3月29日付厚生労働省発社援0329第69号認可

独立行政法人福祉医療機構は、国の政策と連携した福祉医療分野の事業等を通じ、国民に信頼される総合的支援機関として、引き続き適切な業務運営に努めることとする。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき、平成20年2月29日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人福祉医療機構中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人福祉医療機構中期計画を作成する。

平成20年2月29日

独立行政法人福祉医療機構  
理事長 山口 剛彦

### 第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、第二期中期目標期間においては、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、総合力の発揮を目指して、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施することとする。

#### 1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- (1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。
- (2) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図る。
- (3) 多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図る。

#### 2 業務管理（リスク管理）の充実

- (1) 内部監査、顧客満足度調査、各種データ分析などに基づく是正・予防処置活動により、業務改善の推進及び事務リスクの抑制を図る。  
また、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図るとともに、業務管理手法の改善等を進め業務管理の充実を図る。
- (2) 福祉貸付事業及び医療貸付事業においては、ALM（資産負債管理）システムなどを活用して、金利リスクなどの

抑制に努める。

(3) 個人情報の保護に関する法律に基づき個人情報保護を徹底するとともに、情報セキュリティ対策の充実を図る。

## 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第30条第2項第1号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。

### 1 業務・システムの効率化と情報化の推進

(1) 平成19年度に策定した以下の事業等に係る業務・システムの最適化計画に基づき業務の見直し並びにシステム構成及び調達方式の見直しを行うことにより、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を行い、経費の節減及び随意契約の見直し等を図る。

- ・ 福祉医療貸付事業
- ・ 福祉保健医療情報サービス事業
- ・ 退職手当共済事業
- ・ 年金担保貸付事業
- ・ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても継続的な改善を推進する。

(3) 情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心に、情報化推進体制の強化を図るとともに、情報システムの運用管理体制の向上を図るため、機構の情報化推進を担うIT技術に精通した人材の育成を図る。

(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の習得を推進するため、職員に対する研修等を計画的に実施する。

### 2 経費の節減

(1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。

(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

- ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。
- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

(3) 毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進する。

(4) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費及び抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあわせん業務に係る経費を除く。）については、効率的な利用に努め、中期目標期間の最終事業年度において、平成19年度予算と比べて15.5%程度の額を節減する。

人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間で、平成17年度を基準（ただし、平成18年度に承継された年金住宅融資等債権管理回収業務及び教育資金貸付けあわせん業務に係る2勘定については、平成18年4月1日に在職する人員及びこれを前提として支払われるべき人件費を基準）として5%以上を削減する。

さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

併せて、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合

には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表するものとする。

- ① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。
- ② 職員に占める管理職割合が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。
- ③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。
- ④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解の得られるものとなっているか。

### 第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

通則法第30条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

#### 1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉貸付事業を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改革、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。  
特に、療養病床の再編を推進するため、医療貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。
- (3) 利用者サービスの向上を図るため、福祉施設の整備の融資相談等を充実する。
- (4) 協調融資制度の対象を福祉貸付の全対象施設等に拡大するなど制度を充実させるとともに周知を図り、制度の適切な運用を行う。
- (5) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を75日以内とする。  
また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。

#### 2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、国と協議のうえ、中期目標期間中における融資の基本方針を定めたガイドラインに基づき、医療貸付事業を実施する。  
ただし、当該ガイドラインの施行に当たっては、制度の円滑な移行のため十分な周知期間を設け適切に対応する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、制度改革、金融環境の変化に伴う経営悪化への対応に臨機応変に対応する。  
特に、療養病床の再編を推進するため、福祉貸付事業と連携し、転換の受け皿となる施設の優先的整備を進める。
- (3) 利用者サービスの向上を図るため、医療施設の整備の融資相談等を充実する。
- (4) 審査業務については特殊異例な案件を除き、借入申込み受理から貸付内定通知までの平均処理期間を45日以内とするとともに、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を融資審査に活用する。  
また、資金交付業務については、請求内容の不備が著しいもの等を除き、請求後15営業日以内に行う。

### 3 福祉医療貸付事業（債権管理）

#### （1）福祉医療貸付事業等の効率化

- ① 融資対象の重点化及び融資率の引下げを行い、福祉医療貸付事業の新規融資額の縮減に関する中期目標を達成する。
- ② 福祉医療貸付事業の金利について、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差益に関する中期目標を達成する。
- ③ 政策融資としての機能を毎年点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等を見直す等事業の効率化を進める。

#### （2）リスク管理債権の適正な管理

- ① 福祉医療貸付事業の貸付に係る債権について、継続的に貸付先の経営情報の収集と分析を行い、経営状況の的確な把握に努め、福祉医療経営指導事業等との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組むとともに、債権区分別に適切な管理を行う。  
また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。
- ② 中期目標期間中における貸付残高に対するリスク管理債権の額の比率を第1期中期目標期間中の比率の平均を上回らないように努める。

### 4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- （1）セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、中期目標期間における延べ受講者数を12,600人以上とする。
- （2）開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、中期目標期間中の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。
- （3）顧客ニーズに対応して、経営指標の策定・診断手法の確立等の年次計画に基づき、法人全体を対象とした経営診断の創設、経営診断対象施設の追加等を段階的に実施する。
- （4）個別経営診断については、中期目標期間中に延べ1,400件以上の診断を実施する。また、経営が悪化あるいは悪化が懸念される施設に対し問題点の解決に重点を置いた診断・支援を図る経営改善支援事業に重点化し、漸次、当該経営診断件数の増加に努める。
- （5）利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。
- （6）施設経営者等が経営状況を客観的に把握できるように、年次計画に基づき、経営指標の対象施設の拡大を段階的に図る。
- （7）安定的かつ効率的な法人運営に寄与するため、財務面や収支面等の経営指標の組み合わせによる、法人全体の格付についての研究及び導入を図る。
- （8）施設の経営実態及び経営改善事例や経営統合・分離手法等について年次計画に基づき調査研究を行い、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供する。
- （9）集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、中期目標期間中において実費相当額を上回る自己収入を確保する。

## 5 社会福祉振興助成事業

平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、毎年度、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定し、募集要領等に明記し、公表する。
- (2) 助成事業の選定については、毎年度、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）において、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択する。  
また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性やその効果、継続能力等の観点や事業内容の特性に配慮しつつ固定化回避に努める。
- (3) 全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業とする。
- (4) 助成先団体等の事務負担の軽減を図るため、各種提出書類の電子化などを行う。
- (5) 助成金の申請の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- (6) 助成した事業の事後評価については、毎年度、審査・評価委員会において、評価方針を定め、効率的かつ効果的な評価を行う。  
また、事後評価の結果を選定方針の改正に適正に反映する。
- (7) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。  
なお、的確な相談・助言等ができるよう、職員の専門性の向上に努める。
- (8) 助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。
- (9) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業が対象とした利用者の満足度を70%以上とする。
- (10) 事後評価結果等を踏まえ、事業効果の高い優れた助成事業等を公表するとともに、助成事業報告会や助成事業説明会を中期目標期間内に15回以上開催するなど効果的な普及を行う。

## 6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間を75日以内とする。
- (2) 業務委託先が実施する共済契約者の事務担当者に対する実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知と適正な手続きに関する指導を行うとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問して個別指導を行う。
- (3) 提出書類の電子届出化及び簡素化等を進めることにより、利用者の手続き面での負担を軽減する。
- (4) 業務委託先の窓口相談・届出受理の機能強化を図るため、業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施するほか、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。

## 7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

### (1) 財政状況の検証

扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。

なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出をする。

### (2) 扶養保険資金の運用

#### ① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定し、扶養保険資金の運用を行う。

#### ② 運用の目標

厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを長期的に確保するため、基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。

また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。

ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等の条件を満たす適切な市場指標を用いる。

#### ③ 運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。

#### ④ 年金給付のための流動性の確保

年金給付等に必要流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

#### ⑤ 運用に関する基本方針の策定及び定期的見直し

扶養保険資金の運用に関する基本方針を資産運用委員会の議を経た上で策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。

#### ⑥ 基本ポートフォリオの基本的考え方

資産運用委員会の議を経た上で策定される基本ポートフォリオは、扶養保険事業の数理上の前提と整合的なものとなるように策定することとする。

その際、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とし、扶養保険事業の財政の安定化の観点から変動リスクを一定範囲に抑える。

併せて、株式のリターン・リスクについては、そのリスク特性に配慮しつつ、慎重に推計を行い、基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制する。

#### ⑦ 基本ポートフォリオの策定

基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産とする。

扶養保険事業の短期資金需要等に配慮して、基本ポートフォリオを次のとおり定める。また、各資産に固有の収益率の変動の大きさ、基本ポートフォリオにおける組入比率の大きさ、取引コスト等を総合的に勘案し、乖離許容幅を次のとおり設定する。



区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内債券	71.6%	±8%
国内株式	7.8%	±5%
外国債券	7.8%	±5%
外国株式	7.8%	±5%
短期資産	5.0%	±4%

(目標収益率3.20%、標準偏差5.05%)

⑧ 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。

⑨ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。

・資産全体

資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、必要な措置を講じる。

・各資産

市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、金融・資本市場のグローバル化、緊密化の進展を踏まえ、ソブリン・リスク（外国政府の債務に投資するリスク）についても注視する。

・各運用受託機関

運用受託機関に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。

また、運用受託機関の信用リスクを管理するほか、運用体制の変更等に注意する。

・各資産管理機関

資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。

また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。

⑩ 運用手法

各資産ともパッシブ運用を中心とする。

⑪ 企業経営等を与える影響への考慮

企業経営等を与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。

企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主義決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。

⑫ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。

(3) 事務処理の適切な実施

心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と相互の事務処理が適切になされるよう連携を図るため、事務担当者会議を開催する。

**8 福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET事業）**

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に関係する民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) WAMNETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業に重点化を図るとともに、提供する情報の質の向上に努める。
- (2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、中期目標期間中における年間アクセス件数を1,400万件以上、利用機関登録数を7.5万件以上とするとともに、アンケート調査における情報利用者の満足度を90%以上とする。
- (3) 国の福祉保健医療施策及び機構業務の効率的実施を推進するためにWAMNET基盤を活用する。
- (4) WAMNET事業について、運営費交付金の縮減の観点から広告収入等の自己収入の拡大に努め、中期目標期間の最終事業年度において1,500万円以上の自己収入を確保するほか、業務・システム最適化計画に基づき業務委託の見直しを行うことにより事務の効率化を図る。  
また、専用サイトについては利用料を徴収するなど、新たな自己収入の増加策について検討し、業務・システム最適化計画の実施に合わせて平成21年度末までに結論を得、更なる自己収入の拡大を図る。

## 9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度、船員保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金並びに労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

- (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業においては、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づく運営費交付金の廃止、及び年金担保貸付事業における貸付原資の自己調達化を踏まえ、業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。
- (2) 業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行う。  
また、貸付後の返済方法などの返済条件の緩和の必要性について検討し、適切な措置を講じる。
- (3) ホームページ、リーフレット等により、年金担保貸付制度及び労災年金担保貸付制度の周知を図る。
- (4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、更なる周知徹底に努める。
- (5) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等の実施に伴う事務処理の増加を考慮しつつ、事務処理方法の見直し等により、借入申込みから貸付実行までの期間を平成19年度と比較して短縮するよう取組を行う。

## 10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

### (1) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

- ① 必要に応じて関係行政機関及び受託金融機関と緊密に連携しつつ、年1回、貸付先の財務状況等の把握及び分析を行うとともに、適時、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を行う。
- ② 年金住宅融資等債権について、年1回、回収の難易度に応じた債権分類の実施又は見直しを行う。
- ③ 転貸債権に係るローン保証会社について、年1回、保証履行能力の把握及び分析を行う。
- ④ 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生の抑制に努める。
- ⑤ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。
- ⑥ 転貸法人に対して必要な助言等を行うことにより、転貸法人による適切な債権回収を推進する。

(2) 承継教育資金貸付けあっせん業務

承継教育資金貸付けあっせん業務については、平成20年度から業務を休止する。

#### 第4 予算、収支計画及び資金計画

##### 1 予算

別表1のとおり

##### 2 収支計画

別表2のとおり

##### 3 資金計画

別表3のとおり

#### 第5 短期借入金の限度額

##### 1 限度額

91,600百万円

##### 2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

#### 第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舎（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舎（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舎（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）を売却する。

#### 第7 剰余金の使途

- ・全勘定に共通する事項  
業務改善にかかる支出のための原資  
職員の資質向上のための研修等の財源
- ・労災年金担保貸付勘定に係る事項  
将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資

#### 第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。

##### 1 職員の人事に関する計画

###### (1) 方針

- ① 業務処理方法の改善等を図り組織のスリム化に努めるとともに、各業務の特性や業務量を踏まえ、組織編成及び人員配置を実情に即して見直す。
- ② 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。
- ③ 質の高いサービスの提供を行うことができるように、各業務の特性に応じて、専門性の高い職員の育成・確保に

努める。

- ④ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施する。

(2) 人員に係る指標

期末の常勤職員数を期初の常勤職員数の100%以内とする。

(参考1)

期初の常勤職員数 299人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 11,509百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び時間外勤務手当に相当する範囲の費用である。

**2 施設及び設備に関する計画**

なし

**3 積立金の処分に関する事項**

前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。

中期計画(平成20年度～平成24年度)の予算

(単位:百万円)

区 別	金 額								計
	一般勘定	長寿・子育て・障害者基金勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付勘定	労災年金担保貸付勘定	承継債権管理回収勘定	承継教育資金貸付けあつせん勘定	
収入									
運営費交付金	17,673		2,979	637					21,288
国庫補助金	9,142		124,728						133,869
社会福祉振興助成費補助金	9,142								9,142
給付費補助金			124,728						124,728
利子補給金	27,365								27,365
福祉医療貸付事業収入									
福祉医療貸付金利息	343,348								343,348
経営指導事業収入	175								175
福祉保健医療情報サービス事業収入	97								97
基金事業運用収入	687	7,991							8,678
退職手当共済事業収入			320,699						320,699
掛金			195,414						195,414
都道府県補助金			124,723						124,723
退職手当給付費支払資金戻入			524						524
給付費支払資金運用等収入			37						37
心身障害者扶養保険事業収入				171,543					171,543
保険料収入				46,474					46,474
保険金				61,847					61,847
特別給付金				360					360
弔慰金				1					1
信託運用収入				2,688					2,688
扶養保険資金戻入				60,172					60,172
年金担保貸付事業収入									
年金担保貸付金利息					22,655				22,655
労災年金担保貸付事業収入									
労災年金担保貸付金利息						363			363
承継債権管理回収業務収入							414,044		414,044
承継債権貸付金利息							414,012		414,012
手数料収入							32		32
利息収入	141	7			112		8,568		8,829
有価証券等売却収入	276,497								276,497
雑収入	110	4	7	2	5	0	14		142
計	675,235	8,002	448,412	172,182	22,772	364	422,626		1,749,593
支出									
福祉医療貸付事業費	361,923								361,923
支払利息	360,209								360,209
業務委託費	844								844
債券発行諸費	870								870
社会福祉事業振興事業費		6,818							6,818
社会福祉振興助成金	9,142								9,142
退職手当共済事業費			445,426						445,426
退職手当給付金			444,937						444,937
退職手当給付費支払資金繰入			489						489
心身障害者扶養保険事業費				171,543					171,543
支払保険料				46,474					46,474
年金給付保険金				60,172					60,172
弔慰金給付保険金				360					360
特別弔慰金給付金				1					1
扶養保険資金繰入				64,535					64,535
年金担保貸付事業費					21,005				21,005
支払利息					11,496				11,496
業務委託費					8,916				8,916
債券発行諸費					593				593
労災年金担保貸付事業費							158		158
業務委託費							40	17,318	17,318
業務経費	7,377	109	1,616	258	279				26,997
福祉医療貸付業務経費	2,490								2,490
経営指導業務経費	399								399
福祉保健医療情報サービス業務経費	4,236								4,236
社会福祉事業振興業務経費		109							109
社会福祉振興助成業務経費	252								252
退職手当共済業務経費			1,616						1,616
心身障害者扶養保険業務経費				258					258
年金担保貸付業務経費					279				279
労災年金担保貸付業務経費						40			40
承継債権管理回収業務経費							17,318		17,318
一般管理費	1,256	86	181	41	190	37	554		2,345
人件費	9,563	614	1,188	340	599	75	2,112		14,492
計	389,261	7,627	448,412	172,182	22,074	311	19,985		1,059,851

(注1) 承継教育資金貸付けあつせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2) 長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成22年度から一般勘定において経理を行い事業を実施することとしているため、平成21年度までの予算を計上している。

(注3) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

収支計画  
平成20年度～平成24年度の収支計画

別紙2

(単位:百万円)

区 別	金 額										計
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 て ・ 障 害 者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 貸 金 付 勘 定	担 保 勘 定	労 災 年 金 担 保 勘 定	承 継 債 権 回 取 勘 定	管 理 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	
費用の部	401,192	7,639	448,450	115,140	22,338	346	20,093				1,015,198
經常費用	401,192	7,639	447,961	107,648	22,338	346	20,093				1,007,217
福祉医療貸付業務費	376,079										376,079
借入金利息	331,801										331,801
債券利息	34,000										34,000
債券発行諸費	870										870
業務委託費	843										843
福祉医療貸付業務経費	2,483										2,483
貸倒引当金繰入	6,081										6,081
経営指導業務費											
経営指導業務経費	398										398
福祉保健医療情報サービス業務費											
福祉保健医療情報サービス業務経費	4,235										4,235
社会福祉事業振興業務費		6,925									6,925
社会福祉事業振興事業費		6,818									6,818
社会福祉事業振興業務経費		107									107
社会福祉振興助成業務費	9,394										9,394
社会福祉振興助成費	9,142										9,142
社会福祉振興助成業務経費	252										252
退職手当共済業務費			446,552								446,552
退職手当給付金			444,937								444,937
退職手当共済業務経費			1,615								1,615
心身障害者扶養保険業務費				107,265							107,265
支払保険料				46,474							46,474
給付金				60,533							60,533
心身障害者扶養保険業務経費				258							258
年金担保貸付業務費					21,461						21,461
借入金利息					1,384						1,384
債券利息					10,169						10,169
債券発行諸費					593						593
業務委託費					8,957						8,957
年金担保貸付業務経費					279						279
貸倒引当金繰入					79						79
労災年金担保貸付業務費							232				232
業務委託費							158				158
労災年金担保貸付業務経費							40				40
貸倒引当金繰入							33				33
承継債権管理回収業務費								17,318			17,318
承継債権管理回収業務経費								554			554
一般管理費	1,252	86	181	40	190	37					2,340
減価償却費	322	18	46	4	93	3					608
人件費	9,512	611	1,182	338	595	75		2,098			14,409
臨時損失			489	7,492							7,981
退職手当給付費支払資金繰入			489								489
心身障害者扶養保険責任準備金繰入				7,492							7,492
収益の部	401,172	8,060	448,450	160,163	22,717	367	421,930				1,462,859
運営費交付金収益	17,673		2,979	637							21,288
福祉医療貸付事業収入	346,231										346,231
経営指導事業収入	175										175
福祉保健医療情報サービス事業収入	97										97
基金事業運用収入		8,053									8,053
退職手当共済事業収入			195,451								195,451
掛金			195,414								195,414
給付費支払資金運用等収入			37								37
心身障害者扶養保険事業収入				117,781							117,781
受取保険料				46,474							46,474
保険金				62,208							62,208
金銭の信託運用益				9,098							9,098
年金担保貸付事業収入					22,594						22,594
労災年金担保貸付事業収入						366					366
承継債権管理回収業務収入							412,689				412,689
年金住宅資金等貸付金利息							412,657				412,657
手数料収入								32			32
補助金等収益	36,507		249,450								285,957
社会福祉振興助成費補助金収益	9,142										9,142
国庫補助金収益			124,728								124,728
都道府県補助金収益			124,723								124,723
利子補給金収益	27,365										27,365
資産見返運営費交付金戻入	272		45	3	10	1		122			453
財務収益											
受取利息	141	7			112		6,755				7,016
雑益	58				0						59
臨時利益			524	41,742				2,364			44,631
貸倒引当金戻入益								2,364			2,364
退職手当給付費支払資金戻入益			524								524
心身障害者扶養保険責任準備金戻入益				41,742							41,742
前中期目標期間繰越積立金取崩額	18										18
総利益又は総損失(△)	△ 20	421	0	45,023	379	21	401,837				447,661

(注1) 承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2) 長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成22年度から一般勘定において経理を行い事業を実施することとしているため、平成21年度までの予算を計上している。

(注3) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入に上っているので、端数において合計とは合致しないものがある。

資金計画

平成20年度～平成24年度の資金計画

別紙3

(単位:百万円)

区 別	金 額										計
	一 般 勘 定	長 寿 ・ 子 育 っ て ・ 障 害 者 基 金 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	労 災 年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 け あ っ せ ん 勘 定	資 金 計	計	
資金支出	3,774,930	66,200	448,340	172,208	1,529,255	28,583	3,194,673		32	9,214,220	
業務活動による支出	2,058,961	11,229	447,923	107,646	1,141,888	28,253	1,763,690		32	5,559,622	
福祉医療貸付事業費	361,923									361,923	
福祉医療貸付金による支出	1,669,700									1,669,700	
社会福祉事業振興事業費		6,818								6,818	
社会福祉振興助成金による支出	9,142									9,142	
退職手当共済事業費			444,937							444,937	
心身障害者扶養保険事業費				107,008						107,008	
年金担保貸付事業費					21,005					21,005	
年金担保貸付金による支出					1,118,400					1,118,400	
労災年金担保貸付事業費						158				158	
労災年金担保貸付金による支出						27,900				27,900	
人件費支出	9,563	614	1,188	340	599	75	2,112		2	14,495	
経営指導業務費	399									399	
その他の業務支出	8,234	195	1,797	299	470	77	18,123		1	29,196	
国庫納付金の支払額		3,602			1,415	42	1,743,454		29	1,748,542	
投資活動による支出		54,861		64,535			1,364,800			1,484,196	
譲渡性預金の預入による支出				64,535			1,364,800			1,429,335	
金銭の信託の増加による支出										64,535	
有価証券の取得による支出		54,500								54,500	
財政融資資金預託金の増加による支出		361								361	
財務活動による支出	1,712,191				386,833					2,099,024	
長期借入金の返済による支出	1,393,481				73,633					1,467,114	
短期借入金の返済による支出					56,200					56,200	
債券の償還による支出	40,000				257,000					297,000	
政府出資の払戻による支出	278,710									278,710	
次期中期目標の期間への繰越金	3,778	110	417	26	534	330	66,183			71,378	
資金収入	3,770,941	66,200	448,340	172,208	1,529,255	28,583	3,194,673		32	9,210,231	
業務活動による収入	1,802,440	7,999	447,887	112,010	1,144,623	28,297	1,342,259		1	4,885,516	
福祉医療貸付事業収入	343,348									343,348	
福祉医療貸付回収金による収入	1,403,702									1,403,702	
経営指導事業収入	175									175	
福祉保健医療情報サービス事業収入	97									97	
基金事業運用収入	687	7,987								8,675	
退職手当共済事業収入			195,451							195,451	
心身障害者扶養保険事業収入				111,371						111,371	
年金担保貸付事業収入					22,655					22,655	
年金担保貸付回収金による収入					1,121,851					1,121,851	
労災年金担保貸付事業収入						363				363	
労災年金担保貸付回収金による収入						27,934				27,934	
承継債権管理回収業務収入							414,044			414,044	
承継融資業務収入							919,633			919,633	
承継教育資金貸付けあっせん業務収入									1	1	
運営費交付金収入	17,673		2,979	637						21,288	
補助金等収入	36,507		249,450							285,957	
その他の業務収入	250	11	7	2	117	0	8,582			8,971	
投資活動による収入	276,497	55,005		60,172			1,741,700			2,133,375	
譲渡性預金の払出による収入				60,172			1,741,700			1,741,700	
金銭の信託の減少による収入										60,172	
有価証券の償還による収入		53,500								53,500	
有価証券の売却による収入	275,222									275,222	
財政融資資金預託金の減少による収入	1,275	1,505								2,780	
財務活動による収入	1,690,600				384,500					2,075,100	
長期借入れによる収入	1,478,600									1,478,600	
短期借入れによる収入					84,500					84,500	
債券の発行による収入	212,000				300,000					512,000	
前期中期目標の期間よりの繰越金	1,404	3,196	453	26	132	285	110,714		31	116,241	

(注1) 承継教育資金貸付けあっせん勘定は、「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)に基づき平成20年度から業務を休止することとしている。

(注2) 長寿・子育て・障害者基金勘定は、平成22年度から一般勘定において経理を行い事業を実施することとしているため、平成21年度までの予算を計上している。

(注3) 計数は原則としてそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

#### **(4) 年度計画の策定**

当機構は、「民間活動応援宣言」を掲げ、お客さま目線を大切にし、福祉と医療の一体的な商品・サービスの提供を通じて地域の福祉と医療の連携、地域力の向上に貢献していきたいと考えております。また福祉と医療の専門店として専門性を磨き、民間活動を応援していきます。

当該経営理念を踏まえ、当機構では通則法第31条の規定に基づき、第2期中期計画に基づく平成22年度計画を定めております。内容は以下の通りです。

#### **独立行政法人福祉医療機構年度計画**

独立行政法人福祉医療機構は、平成20年10月に策定した経営理念「民間活動応援宣言」に基づき、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援するため、適切な業務運営に努めることとする。

平成22年度の業務運営について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構年度計画を、次のとおり定める。

平成22年3月31日

独立行政法人福祉医療機構  
理事長 長野 洋

#### **第1 法人全体の業務運営の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置**

法人全体の業務運営の更なる改善を推進するための仕組みの適切な運用と機能強化に努めることとする。

##### **1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備**

- (1) 事務・事業の合理化・効率化のため、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図る。
- (2) トップマネジメント機能が有効に発揮されるよう、経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営に努める。
- (3) 民間活動応援宣言の具体化に向けて、機構の総合力の強化を図り、福祉と医療のネットワークによる地域社会づくりを推進する。

##### **2 業務管理（リスク管理）の充実**

- (1) 第1期中期計画において構築したISO9001に基づく品質マネジメントシステムの運用を通じ、業務上の課題、顧客からのニーズ等に効果的に対応するための是正・予防処置活動の充実及び内部監査の実施による事務リスク等の抽出・管理を行うとともに、平成21年度に策定したリスク・危機管理基本方針等に基づき、法人運営に伴い発生する業務上のリスク等の抽出・管理を行う。

また、平成19年度に創設した改善アイデア提案制度を効果的に運営し、職員の創意工夫による改善活動の活性化を図る。

なお、平成23年4月10日にISO9001認証期限を迎えることから、運用の成果等を踏まえ認証更新の要否を検討し、更新を行う場合は、更新審査への対応を行う。

さらに、業務管理手法の充実を図るため、機構のセグメント情報等を活用の上、業務活動単位ごとのコストを把握する。

- (2) ALM（資産負債管理）システムを活用して、貸付事業に係る財務状況の定期的な把握及び予算要求や財投機関債の発行等のタイミングに合わせた分析を行うとともに、信用リスクモデル分析を実施し、モデルの精度向上に努める。
- (3) 情報資産の安全確保等の観点から、平成21年度に実施した自己点検の結果を基に、情報セキュリティ対策の強化を図る。



また、平成21年度に策定した個人情報保護マニュアルを基に、保有個人情報の適切な管理及び保護について更なる強化を図る。

## 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 業務・システムの効率化と情報化の推進

(1) 平成19年度に策定した業務・システム最適化計画に基づき、システム効率化、運用保守コストの削減、外部委託業務の適正管理及び業務の効率化を図る。

- ① 平成21年度における「福祉保健医療情報サービス事業の業務・システム最適化計画」の実施状況を踏まえつつ、更なる効率化に向けて計画の見直しを行う。
- ② 退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る外部委託業務の適正な管理を行うため、入力作業等委託業務の調達を実施し、調達済みのシステム運用保守業務との円滑な業務連携の支援を実施する。
- ③ 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の業務の効率化及び合理化を図るため、電子申請届出の利用率向上を図る。

(2) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、最適化対象外の他のシステムについても計画的なシステム改修・改善等を行う。

(3) 業務の一層の効率化及び利用者の利便性の向上等を図るため、情報化統括責任者（CIO）及び情報化統括責任者（CIO）補佐官を中心として、情報化推進体制の強化を図るとともに、IT技術に精通した人材を育成するための研修プログラムに基づき外部研修の受講及びワークショップを実施する。

(4) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図るため、情報化統括責任者（CIO）補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。

### 2 経費の節減

(1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務の外部委託（アウトソーシング）を適切に活用する。

(2) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

- ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。  
また、一者応札、一者応募に係る対応については、入札等参加要件の緩和など必要な措置を講じる。
- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。

(3) 業務方法等を点検し、その改善等を図ることにより、事務の効率化を推進する。

(4) 一般管理費、人件費及び業務経費（退職手当金、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る金融機関及び債権回収会社への業務委託費並びに抵当権移転登記経費並びに承継教育資金貸付けあっせん業務に係る経費を除く。）については、経費節減に関する中期目標の達成を念頭に置きつつ、効率的な利用に努めるとともに、更なる経費の削減への取組を行う。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）を確実に実行するため、常勤職員数を抑制し、人件費削減に取り組む。

併せて、機構の給与水準について、適正化に向けた取組を計画的に進めるとともに、取組状況を公表する。

### 第3 業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区 分	平成 22 事業年度
貸 付 契 約 額	125,000,000 千円
資 金 交 付 額	126,300,000 千円

- (1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等への融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、耐震化整備、保育所等の整備、障害者の就労支援、消防用設備の整備、療養病床の再編等に係る資金の融資について、優遇措置等を講じ実施する。  
また、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備するため、平成22年度予算においては、
  - ① ユニット型特別養護老人ホームで25年の償還期間が認められたこと
  - ② 社会福祉法人にオンコスト方式の保証人免除制度の導入が認められたことから、これらの円滑な導入を図る。
- (3) 平成21年度に引き続き、事業者に対する融資内容の積極的周知や個別融資相談の積極的実施、借入申込の手引きの電子媒体による配布などを行い、利用者サービスの向上を図る。  
特に個別融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の初期段階から相談を受け、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的な支援・助言等を行う。  
また、国の政策目標に即した施設整備への支援などを行うための情報収集・提供を行う。
- (4) 平成21年度に引き続き、協調融資制度についての周知等を行う。
- (5) 中期計画に定められた審査業務及び資金交付業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。

#### 2 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

医療貸付事業については、国の医療政策に即して民間の医療施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

(参考)

区 分	平成 22 事業年度
貸 付 契 約 額	134,800,000 千円
資 金 交 付 額	122,400,000 千円

- (1) 医療貸付事業については、医療施設の質的向上と効率化を推進することにより、医療の政策目標の推進に積極的に貢献する。  
また、病院への融資については、引き続きガイドラインに基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施する。
- (2) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、地域医療再生計画に基づく整備、介護基盤の緊急整備、療養病床の再編等に係る資金や、セーフティネットとして、金融環境変化に伴う経営悪化に対応する経営安定化資金

の融資について、優遇措置等を講じ実施する。

また、平成22年度では、融資制度の運用の健全性を保ちつつ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備するため、オンコスト方式の保証人免除制度の導入を図る。

- (3) 全国数か所で実施する融資相談会の開催に加え、事業計画検討中の者に対し融資相談に出向くなど、融資相談の充実を図るとともに、代理貸付が円滑に行われるよう受託金融機関に対して実務者研修を実施し、貸付手順の周知や問題点の認識の共有化を図るなど、引き続き利用者サービスの向上に努める。

さらに、経営環境の悪化に伴い、これまでの融資制度を中心とした利用者に対するサービスに加え、施設の整備面や運営面に係る課題の解消策等の提案及び経営の参考になる情報の発信を行う。

- (4) 継続的な審査方針の見直し、事務の合理化等により、中期計画における審査期間に関する数値目標を達成するため、審査業務の迅速化に努めるとともに、アンケート等による利用者の声の収集・分析を基に、利用者の利便性の向上に努める。

また、融資審査においては、病院の機能や経営状況についての第三者評価結果を引き続き活用する。

さらに、中期計画における資金交付時期に関する数値目標を達成するため、引き続き資金交付業務の迅速化に努める。

### 3 福祉医療貸付事業（債権管理）

- (1) 福祉医療貸付事業等の効率化

- ① 福祉医療貸付事業の新規融資額については、融資対象の重点化及び融資率の見直しを行うとともに、国の福祉及び医療政策の動向等を踏まえ、引き続き中期目標に掲げる水準の達成を図る。
- ② 福祉医療貸付事業の金利の設定に当たっては、政策の変更、緊急措置等やむを得ない事情により国が認めたものを除き、新規契約分の利差額の状況を適切に把握する。
- ③ 政策融資としての機能を点検し、政策優先度に応じて、貸付対象等の見直しを行う。

- (2) リスク管理債権の適正な管理

- ① 貸付先の経営情報を継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努める。  
経営指導事業及び貸付事業との連携の強化による債権悪化の未然防止に取組む。  
また、リスク管理債権を抑制する観点から発生要因別分析等を行い貸付関係部にフィードバックする。
- ② 貸出条件緩和債権については、福祉医療政策、事業の公共性及びサービス需要にかんがみるとともに、「中小企業金融円滑化法」の趣旨を踏まえつつ、貸付先の実態把握及び再生の見通しを考慮の上、適正な審査を行う。
- ③ 毀損の著しい債権の管理の徹底を図ると共に、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

### 4 福祉医療経営指導事業

福祉医療経営指導事業（集団経営指導（セミナー）及び個別経営診断）については、民間の社会福祉施設、医療施設の経営者に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供し、あるいは経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を支援するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) セミナー実施日の平均10週間前までに開催内容の告知を行う等、受講希望者の受講機会確保とPRに努め、平成22年度における延べ受講者数を2,520人以上とする。

- (2) 開設施設の経営改善手法について良質で実践的な事例を提供するなどカリキュラムを工夫し、平成22年度の受講者に対するアンケート調査における満足度指標を平均65ポイント以上とする。

- (3) 保育所について、試作した簡易経営診断報告書を用いたモニター調査を実施し、調査の集計分析結果等を踏まえて経営指標の策定及び経営診断手法の確立に向けた検討・検証を行う。

- (4) 個別経営診断については、平成22年度において延べ280件以上の診断を実施する。

なお、個別経営診断を利用した施設経営者に対してアンケート調査を実施し、70%以上の施設経営者から、診断結果が施設経営の改善等の計画を策定する上で役立つとの回答を得られるように努める。

また、経営改善支援の手法を開発するため、経営診断の実施等を通じて、引き続き具体的な経営管理の実情を把握する。

- (5) 利用者の利便の向上を図るため、経営分析診断については、申込書の受理から報告書の提示までの平均処理期間を50日以内とする。
- (6) 平成21年度に引き続き、法人全体の分析に向けて、定量的な分析の指標の候補について、経年の決算データ等を用いて、その妥当性を検証するとともに、債権管理におけるその活用策について検討する。
- (7) 経営支援について機構からの情報発信を強化するため、機構におけるこれまでの調査・研究の成果等も踏まえつつ、セミナー等における情報提供の拡充を図るとともに、福祉・医療施設の経営についての優良事例等の収集・分析を行う。
- (8) 集団経営指導及び個別経営診断の各業務において、運営費交付金の縮減の観点から、適切なサービス・料金体系の設定と受講者等の増加を図ることにより、実費相当経費を上回る自己収入を確保する。

## 5 社会福祉振興助成事業

平成22年度から実施する社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、国からの補助金の交付を受け、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援すること等を目的として、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、効果的な資金助成を行うため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) 助成事業の募集に当たっては、国が定める助成対象事業を踏まえ、制度改革等により変化する政策課題や多様化する国民ニーズに即した助成を行うため、重点的に助成する分野を国と協議のうえ設定する。  
なお、新しい助成制度の初年度であることにかんがみ、利用者の手続きに混乱を招くことがないように、助成対象事業や重点的に助成する分野をはじめ、助成制度の変更に伴う留意事項などを募集要領等に明記し、公表する。
- (2) 助成事業の選定については、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会（以下「審査・評価委員会」）において、平成21事業年度の事業評価の成果等を踏まえ、選定方針を策定するとともに、当該選定方針に基づいて審査し、採択を行うものとする。  
また、選定方針の策定に当たっては、事業の必要性や効果を十分考慮し、助成終了後の継続能力等を重視した審査・選定を行うとともに、事業内容の特性に配慮しつつ、固定化回避に努める。
- (3) 自助支援・生活支援等の地域に密着した活動に対して助成する観点から、特別な場合を除き、全助成件数の80%以上が特定非営利活動法人、非営利の任意団体が行う事業であるものとする。
- (4) 各種提出書類の様式の見直し及び申請書類の提出の電子化などを促進し、助成先団体等の事務負担の軽減を図る。
- (5) 平成22事業年度分の「助成金交付申請書」の受理から助成決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- (6) 事後評価の効率的かつ効果的な運用を図るため、審査・評価委員会において、平成22事業年度における評価すべき重点事項を定めた事後評価方針を策定し、当該方針に基づき、事後評価を実施する。  
なお、助成先団体へのヒアリングを通して行う評価については、より効率的かつ効果的に実施するものとし、その成果を踏まえ、助成先団体において助成終了後も継続される事業等への有効な助言を行う。
- (7) 事後評価の結果は、速やかに公表するとともに、活動団体にとって、利用しやすい助成制度とするため、平成23事業年度分の助成事業の選定方針等に反映するなど、継続的な改善に活用する。
- (8) 助成事業の事後評価や助成終了後1年経過後に行うフォローアップ調査に加え、さらにおおむね3年経過後にもフォローアップ調査を実施し、活動団体の継続的な状況の把握に努めるとともに、その成果を翌事業年度以降の選定方針の策定等に活かす。

(9) 助成事業の成果が、助成先団体が行う事業の発展・充実に繋がるよう、団体の事業実施に対して的確な相談・助言等に努める。

また、そのために必要な職員の専門性の向上に努める。

- ① 今日的な課題を把握し、機構が主体性を持って民間福祉活動を積極的に支援していくため、助成先団体等との意見交換等を計画的に実施する。
- ② NPO等の地域の民間福祉活動に対しては、事業計画段階から、助成年度中、事業完了後においても的確な相談、助言等が可能な専門スタッフの育成やその体制づくりを図る。
- ③ 専門家や現場とのネットワークづくりによって、現場の活性化や専門スタッフの育成を図る。

(10) 助成事業を通じ、新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があった事業を80%以上とする。

(11) 助成事業の内容を踏まえ、助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施し、満足度が70%以上の回答を得る。

(12) 事後評価結果等を踏まえ、平成22事業年度において、事業効果の高い優れた助成事業等をホームページなどで公表し、広く周知する。

(13) 優れた助成事業の周知及び効果的な普及を図るため、平成22事業年度において、事業報告会や助成事業説明会を計3回以上開催する。

## 6 退職手当共済事業

退職手当共済事業は、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員について退職手当共済制度を確立し、もって社会福祉事業の振興に寄与するため、以下の点に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における被共済職員数、退職手当支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 22 事業年度
4 月 1 日 現 在 の 被 共 済 職 員 数	682,432 人
退 職 手 当 金 支 給 者 数	74,480 人
退 職 手 当 金 支 給 額	90,853,890 千円
単 位 掛 金 額	44,700 円

(1) 請求書の受付から給付までの平均処理期間について、事務処理の効率化を図りながら、75日以内とする。

(2) 共済契約者の事務担当者を対象に業務委託先が実施するすべての実務研修会に機構職員を派遣し、制度内容の周知、掛金届や請求書等の作成上の留意点等について指導するとともに、必要に応じて共済契約者を直接訪問し、事務取扱について指導を行う。

また、施設種類別に共済契約者（経営者）との意見交換会等を開催する。

さらに、加入促進を図るため、関係団体の協力を得てパンフレット等を配布するとともに、新規契約者に対するアンケート調査の結果を踏まえ、効果的な制度の周知方法を具体化する。

(3) 利用者の手続き面での負担を軽減するため、次の措置を講じる。

- ① 電子届出システムについて、システム改善や操作性の向上を図り、利用者アンケート調査で、70%以上の共済契約者から、退職手当共済制度に係る事務処理が簡素化されたとの回答を得られるように努める。
- ② 事務処理の簡素化、処理期間の短縮を図る観点から電子届出システムで作成可能な届出について、事務処理見直しを行う。

(4) 業務委託先の事務担当者に対する事務打合せ会を実施し、事務処理の円滑・適正な実施を周知する。

また、必要に応じて業務委託先を個別に訪問して業務指導の徹底を行う。

## 7 心身障害者扶養保険事業

心身障害者扶養保険事業（以下「扶養保険事業」という。）については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に行うことにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。

(参考)

区 分	平成 22 事業年度
新 規 加 入 者 数	417 人
新 規 年 金 受 給 者 数	2,012 人
保 険 対 象 加 入 者 数	82,024 人
年 金 給 付 保 険 金 支 払 対 象 障 害 者 数	49,038 人
死 亡 ・ 障 害 保 険 金 額	7,150,600 千円
年 金 給 付 保 険 金 額	11,850,900 千円

### (1) 財政状況の検証

平成 21 年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、①地方公共団体に対しては、事務担当者会議において報告、②加入者等に対しては、ホームページで公表、③障害者関係団体（親の会等）に対しては、情報提供を行う。

また、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨申出を行う。

### (2) 扶養保険資金の運用

#### ① 基本的考え方

扶養保険資金の運用については、制度に起因する資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約の内容に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行う。

このため、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。）の議を経た上で策定した分散投資を基本として、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）に基づき、扶養保険資金の運用を行う。

#### ② 運用の目標

ア 基本ポートフォリオに基づきリバランスを行い、これを適切に管理する。

イ 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努める。

ウ ベンチマークについては、中期計画の条件を満たす適切な市場指標を用いる。

#### ③ 運用におけるリスク管理

リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う各種リスクの管理を行う。

#### ④ 年金給付のための流動性の確保

年金給付等に必要流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。

#### ⑤ 運用に関する基本方針の定期的見直し

扶養保険資金の運用に関する基本方針の見直しについて資産運用委員会で検討し、必要があると認められるときは、速やかに見直しを行い、公表する。

#### ⑥ 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、平成 22 年度中に 1 回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。

(参考) 基本ポートフォリオ及び設定された乖離許容幅

区 分	基本ポートフォリオ	乖離許容幅
国内債券	71.6%	±8%
国内株式	7.8%	±5%
外国債券	7.8%	±5%
外国株式	7.8%	±5%
短期資産	5.0%	±4%

⑦ 基本ポートフォリオの管理及びその他のリスク管理

基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。

扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関について、以下の方法によりリスク管理を行う。

- ・ 資産全体  
資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について分析及び評価を行うとともに、問題がある場合には適切な措置を講じる。
- ・ 各資産  
各資産における管理すべき市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を把握し適切に管理する。また、ソブリン・リスクについても注視する。
- ・ 各運用受託機関及び各資産管理機関  
運用受託機関及び資産管理機関に対し運用及び資産管理に関するガイドラインを示し、機関の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。  
また、運用受託機関及び資産管理機関の信用リスクを管理するほか、運用体制及び資産管理体制の変更等に注意する。

⑧ 運用手法

各資産ともパッシブ運用を中心とする。

⑨ 企業経営等に与える影響への考慮

企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。

企業経営に直接影響を与えるとの懸念を生じさせないよう株主義決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。

⑩ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証

平成21年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するとともに、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において確認等の検証を行う。

(3) 事務処理の適切な実施

① 事務担当者会議の開催

事務担当者会議を効率的に開催し、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。

② 制度改正後の事務処理の改善

平成20年4月の制度改正後における事務処理上の課題や問題点を把握するため、事業の実施主体である地方公共団体に対してアンケート調査を行い、その結果を業務改善に反映させる。

**8 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)**

WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、行政機関や福祉保健医療に係る民間団体に対して全国規模での共通の基盤を提供することにより情報交換の推進を支援し、併せて福祉・介護及び保健医療サービスの利用者に対する提供情報の拡充を目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。

- (1) WAM NETの特長を最大限に活かすことができる介護関係情報、障害者福祉関係情報、医療関係情報等の提供事業について、福祉保健医療サービス事業費が減額される中で、効率的な運用を図り、利用者サービスの維持に努める。
- (2) 利用者ニーズに合わせて、コンテンツ及び機能の見直しを行い、年間アクセス件数の増加に努めるとともに、利用機関登録数を8.2万件以上、アンケート調査における情報利用者の満足度の90%以上を確保する。
- (3) WAM NET基盤を機構等業務の電子届出として活用するとともに、WAM NET機能及び電子データ等を効率的に活用し、国の福祉保健医療施策を支援する。
- (4) 現在実施しているバナー広告等により自己収入を確保する。

## 9 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

年金担保貸付事業については、厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給者に対し、労災年金担保貸付事業については、労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給者に対し、その受給権を担保にする特例措置として低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援することや労災年金受給者の生活を援護することを目的として、以下の点に留意してその適正な事業実施に努める。

また、業務運営に当たっては、利用者の利便性に配慮し、年金受給者にとって無理のない返済となるよう配慮した運用に努めるとともに、年金担保貸付事業と労災年金担保貸付事業を併せて実施するというメリットを活かして効率的な業務運営に努める。

なお、当該事業における貸付契約額、資金交付額及び原資を次のとおり見込む。

(参考)

### ○年金担保貸付事業

区 分		平成 22 事業年度
貸 付 契 約 額		186,300,000 千円
資 金 交 付 額		186,300,000 千円
原資	貸付回収金等 (うち財投機関債)	186,300,000 千円 (59,000,000 千円)

### ○労災年金担保貸付事業

区 分		平成 22 事業年度
貸 付 契 約 額		4,900,000 千円
資 金 交 付 額		4,900,000 千円
原資	貸付回収金等	4,900,000 千円

- (1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、中期目標期間中において損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。
- (2) 利用者にとって必要な資金を貸し付けるとともに、無理のない返済とするために実施した平成22年2月の制度取扱変更について、着実に実施する。  
また、利用者を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を公表する。
- (3) 本制度を必要とする者に制度情報を周知するため、機構ホームページ、行政機関等を通じた広報を実施するほか、福祉関係団体、司法関係団体、消費者関係団体等多様な外部団体との連携協力による広範な広報活動を展開する。  
多重債務者等の借入に関し、注意を促し、専門機関への相談につなげるため、機構ホームページ、リーフレット等の広報媒体に相談先等を明示するほか、金融機関に対しても相談機関連絡先に関する情報提供を行う。  
業務実績について、国民に対しわかりやすく機構ホームページで公表する。
- (4) 受託金融機関の窓口等における利用者への適切な対応に努めるために、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。
- (5) 借入申込から貸付実行までの事務処理方法の効率化について検討を行う。



## 10 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、回収金が国への納付により年金給付の財源となることを踏まえ、以下の点に留意してその適正な業務実施に努める。

- (1) 転貸法人等貸付先の財務分析を年1回行うとともに、受託金融機関及び監督官庁との連携を図り、適切な債権管理及び着実な債権回収を行う。  
また、受託金融機関事務打合せ会議の開催場所、回数等を見直し、受託金融機関に対する指導を適切に行う。
- (2) 年金住宅融資等債権の貸付先について、債権分類を実施し、貸付先の財務状況等を勘案した自己査定を行う。
- (3) 転貸債権に係るローン保証会社について、保証履行能力の把握及び分析を行う。
- (4) 年金住宅融資等債権について、必要に応じて関係行政機関との協議を行いつつ、担保や保証の状況等に応じて適時的確に債権回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に努める。  
また、経済情勢の変化に伴い、ローン返済困難者に係る返済条件の変更措置を充実するとともに、災害の被災者等に対しても、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講ずる。返済条件変更措置の内容等については、時宜に応じて、関係機関、機構ホームページ等により的確に周知する。
- (5) 短期延滞債権については、転貸法人等に対し、その迅速かつ着実な督促等の徹底を行うとともに、長期延滞債権については、保証履行請求及び担保物件の処分等により早期回収に努める。
- (6) 転貸法人に対して、監督官庁と連携して実情等を把握するとともに必要な助言等を行い、転貸法人による適切な債権回収を推進する。また、必要に応じて転貸法人に債権管理回収に係る指導専門員を派遣するとともに、年1回以上指導専門員の打合せを行い、転貸法人の債権管理に関する指導を適切に行う。
- (7) 業務実績について、国民に対しわかりやすく機構ホームページで公表する。

## 第4 予算、収支計画及び資金計画

### 1 予算

別表1のとおり

### 2 収支計画

別表2のとおり

### 3 資金計画

別表3のとおり

## 第5 短期借入金の限度額

### 1 限度額

91,600百万円

### 2 想定される理由

- (1) 運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。
- (2) 一般勘定において、貸付原資の調達遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。
- (3) 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。
- (4) 共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。
- (5) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。

## 第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

宝塚宿舎（兵庫県宝塚市、戸建3戸）、川西宿舎（兵庫県川西市、戸建1戸）、千里山田宿舎（大阪府吹田市、区分所有建物2戸）及び戸塚宿舎（横浜市戸塚区、集合住宅1棟）の売却を進める。

公庫総合運動場については、国、関係法人及び地元自治体と協議し、売却等に向けた検討を行う。

## 第7 剰余金の使途

- ・全勘定に共通する事項  
業務改善にかかる支出のための原資  
職員の資質向上のための研修等の財源
- ・労災年金担保貸付勘定に係る事項  
将来の資金需要の増加に対処するための貸付原資

## 第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

### 1 職員の人事に関する計画

#### (1) 方針

- ① 事務・事業の合理化・効率化を図り、業務の実態を踏まえつつ組織のスリム化を図るとともに、業務の量及び質に対応した、より適正な組織編成及び人員配置を行う。
- ② コスト意識・無駄排除及び制度改善に関する職員の取組を人事評価結果に反映するための仕組みを強化する。
- ③ 専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修を実施するとともに、専門性の高い職員を育成・確保するため、資格取得支援制度を導入・実施する。
- ④ 教育・訓練プログラムの運用の改善を図り、各事業部門毎に必要な知識・技術の習得、及び職階毎に求められる個人の能力開発等を目的としたより効果的な研修を実施する。

#### (2) 人員に係る指標

平成22年度末の常勤職員数を期初の100%以内とする。

### 2 施設及び設備に関する計画

なし

### 3 積立金の処分にに関する事項

前期中期目標期間からの繰越積立金は、前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に充てることとする。

予算  
平成22年度予算

別表1

(単位:千円)

区 別	金 額							
	一般勘定	共済勘定	保険勘定	年金担保貸付	労災年金担保貸付	承継債権管理回収	承継教育資金貸付け	計
収入								
運営費交付金	3,450,418	552,612	117,924					4,120,954
国庫補助金	3,047,263	25,617,137						28,664,400
社会福祉振興助成費補助金	3,047,263							3,047,263
給付費補助金		25,617,137						25,617,137
利子補給金	5,600,000							5,600,000
福祉医療貸付事業収入								
福祉医療貸付金利息	55,647,633							55,647,633
経営指導事業収入	39,329							39,329
福祉保健医療情報サービス事業収入	19,978							19,978
基金事業運用収入	687,132							687,132
退職手当共済事業収入		65,569,677						65,569,677
掛金		39,940,633						39,940,633
都道府県補助金		22,235,301						22,235,301
退職手当給付費支払資金戻入		3,381,836						3,381,836
給付費支払資金運用等収入		11,907						11,907
心身障害者扶養保険事業収入			33,496,558					33,496,558
保険料収入			8,928,093					8,928,093
保険金			11,750,600					11,750,600
特別給付金			125,059					125,059
弔慰金			97					97
信託運用収入			841,809					841,809
扶養保険資金戻入			11,850,900					11,850,900
年金担保貸付事業収入								
年金担保貸付金利息				3,830,091				3,830,091
労災年金担保貸付事業収入								
労災年金担保貸付金利息					43,889			43,889
承継債権管理回収業務収入						74,896,426		74,896,426
承継債権貸付金利息						74,894,410		74,894,410
手数料収入						2,016		2,016
利息収入	72,292							1,176,967
有価証券等売却収入	276,497,138			9,902	2,097	1,092,676		276,497,138
固定資産売却収入	559,200							559,200
雑収入	17,410	1,101	331	771	15	6,668		26,296
計	345,637,793	91,740,527	33,614,813	3,840,764	46,001	75,995,770		550,875,668
支出								
福祉医療貸付事業費	61,086,850							61,086,850
支払利息	60,824,720							60,824,720
業務委託費	141,026							141,026
債券発行諸費	121,104							121,104
社会福祉振興助成金	3,047,263							3,047,263
退職手当共済事業費		91,186,814						91,186,814
退職手当給付金		90,853,890						90,853,890
退職手当給付費支払資金繰入		332,924						332,924
心身障害者扶養保険事業費			33,496,558					33,496,558
支払保険料			8,928,093					8,928,093
年金給付保険金			11,850,900					11,850,900
弔慰金給付保険金			125,059					125,059
特別弔慰金給付金			97					97
扶養保険資金繰入			12,592,409					12,592,409
年金担保貸付事業費				3,736,319				3,736,319
支払利息				1,707,815				1,707,815
業務委託費				1,916,615				1,916,615
債券発行諸費				111,889				111,889
労災年金担保貸付事業費								
業務委託費					34,227			34,227
業務経費	1,258,890	276,041	42,174	63,576	3,382	3,444,033		5,088,096
福祉医療貸付業務経費	498,900							498,900
経営指導業務経費	79,859							79,859
福祉保健医療情報サービス業務経費	595,217							595,217
社会福祉振興助成業務経費	84,914							84,914
退職手当共済業務経費		276,041						276,041
心身障害者扶養保険業務経費			42,174					42,174
年金担保貸付業務経費				63,576				63,576
労災年金担保貸付業務経費					3,382			3,382
承継債権管理回収業務経費						3,444,033		3,444,033
一般管理費	283,097	36,164	8,193	44,073	3,477	111,701		486,705
人件費	2,057,440	241,508	67,888	129,102	2,632	412,868		2,911,438
計	67,733,540	91,740,527	33,614,813	3,973,070	43,718	3,968,602		201,074,270

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

収支計画  
平成22年度収支計画

別表2

(単位:千円)

区 別	金 額								計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 収 勘 定	
費用の部	68,144,697	91,762,802	22,117,870	4,060,112	47,461	4,028,632			190,161,576
経常費用	68,144,697	91,429,878	21,024,629	4,060,112	47,461	4,028,632			188,735,410
福祉医療貸付業務費	61,813,002								61,813,002
借入金利息	56,927,046								56,927,046
債券利息	4,048,770								4,048,770
債券発行諸費	121,104								121,104
業務委託費	138,861								138,861
福祉医療貸付業務経費	498,452								498,452
貸倒引当金繰入	78,769								78,769
経営指導業務費									
経営指導業務経費	79,816								79,816
福祉保健医療情報サービス業務費									
福祉保健医療情報サービス業務経費	595,187								595,187
社会福祉振興助成業務費	3,132,085								3,132,085
社会福祉振興助成費	3,047,263								3,047,263
社会福祉振興助成業務経費	84,822								84,822
退職手当共済業務費		91,129,858							91,129,858
退職手当給付金		90,853,890							90,853,890
退職手当共済業務経費		275,968							275,968
心身障害者扶養保険業務費			20,946,303						20,946,303
支払保険料			8,928,093						8,928,093
給付金			11,976,056						11,976,056
心身障害者扶養保険業務経費			42,154						42,154
年金担保貸付業務費				3,855,540					3,855,540
借入金利息				276,989					276,989
債券利息				1,423,928					1,423,928
債券発行諸費				111,889					111,889
業務委託費				1,974,657					1,974,657
年金担保貸付業務経費				63,533					63,533
貸倒引当金繰入				4,543					4,543
労災年金担保貸付業務費					40,467				40,467
業務委託費					35,291				35,291
労災年金担保貸付業務経費					3,376				3,376
貸倒引当金繰入					1,800				1,800
承継債権管理回収業務費							3,443,893		3,443,893
承継債権管理回収業務経費							111,648		111,648
一般管理費	282,848	36,134	8,185	44,055	3,474		111,648		486,347
減価償却費	192,936	23,374	2,556	32,091	900		61,794		313,653
人件費	2,048,820	240,510	67,584	128,425	2,619		411,295		2,899,253
臨時損失		332,924	1,093,240						1,426,165
退職手当給付費支払資金繰入		332,924							332,924
心身障害者扶養保険責任準備金繰入			1,093,240						1,093,240
収益の部	68,137,964	91,762,802	22,532,207	3,873,602	48,095	75,926,927			262,281,598
運営費交付金収益	3,450,418	552,612	117,924						4,120,954
福祉医療貸付事業収入	55,714,550								55,714,550
経営指導事業収入	39,329								39,329
福祉保健医療情報サービス事業収入	19,978								19,978
退職手当共済事業収入		39,952,540							39,952,540
掛金		39,940,633							39,940,633
給付費支払資金運用等収入		11,907							11,907
心身障害者扶養保険事業収入			22,411,726						22,411,726
受取保険料			8,928,093						8,928,093
保険金			11,875,756						11,875,756
金銭の信託運用益			1,607,877						1,607,877
年金担保貸付事業収入				3,834,303					3,834,303
労災年金担保貸付事業収入					45,160				45,160
承継債権管理回収業務収入						74,662,671			74,662,671
年金住宅資金等貸付金利息						74,660,655			74,660,655
手数料収入						2,016			2,016
補助金等収益	8,647,263	47,852,438							56,499,701
国庫補助金収益		25,617,137							25,617,137
都道府県補助金収益		22,235,301							22,235,301
社会福祉振興助成費補助金収益	3,047,263								3,047,263
利子補給金収益	5,600,000								5,600,000
資産見返運営費交付金戻入	176,035	23,273	2,529	2,683	362	52,415			257,299
財務収益									
受取利息	72,292			9,902	2,097	680,896			765,187
雑益	8,790	103	27	94	2	5,095			14,111
臨時利益		3,381,836				525,849			3,907,685
貸倒引当金戻入益						525,849			525,849
退職手当給付費支払資金戻入益		3,381,836							3,381,836
前中期目標期間繰越積立金取崩額	9,308			26,619	474				36,402
総利益又は総損失(△)	△ 6,733	0	414,336	△ 186,510	634	71,898,295			72,120,022

(注) 千円未満を切り捨ててあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

資金計画  
平成22年度資金計画

別表3

(単位:千円)

区 別	金 額								計
	一 般 勘 定	共 済 勘 定	保 険 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	年 金 担 保 貸 付 勘 定	承 継 債 権 管 理 回 取 勘 定	承 継 教 育 資 金 貸 付 勘 定	
資金支出	870,867,298	100,902,728	33,631,396	422,089,768	5,695,458	670,508,803			2,103,695,455
業務活動による支出	316,433,540	91,407,603	21,022,404	190,273,070	4,943,718	349,259,994			973,340,329
福祉医療貸付事業費	61,086,850								61,086,850
福祉医療貸付金による支出	248,700,000								248,700,000
社会福祉振興助成金による支出	3,047,263								3,047,263
退職手当共済事業費		90,853,890							90,853,890
心身障害者扶養保険事業費			20,904,149						20,904,149
年金担保貸付事業費				3,736,319					3,736,319
年金担保貸付金による支出				186,300,000					186,300,000
労災年金担保貸付事業費					34,227				34,227
労災年金担保貸付金による支出					4,900,000				4,900,000
人件費支出	2,057,440	241,508	67,888	129,102	2,632	412,868			2,911,438
経営指導業務費	79,859								79,859
その他の業務支出	1,462,128	312,205	50,367	107,649	6,859	3,600,189			5,539,397
国庫納付金の支払額						345,246,936			345,246,936
投資活動による支出			12,592,409			241,200,000			253,792,409
金銭の信託の増加による支出			12,592,409						12,592,409
有価証券の取得による支出						241,200,000			241,200,000
財務活動による支出	550,019,317			231,263,880					781,283,197
長期借入金返済による支出	271,309,317			39,263,880					310,573,197
短期借入金返済による支出				145,000,000					145,000,000
債券の償還による支出				47,000,000					47,000,000
政府出資の拡充による支出	278,710,000								278,710,000
翌年度への繰越金	4,414,441	9,495,125	16,583	552,818	751,740	80,048,809			95,279,520
資金収入	870,867,298	100,902,728	33,631,396	422,089,768	5,695,458	670,508,803			2,103,695,455
業務活動による収入	346,578,448	88,358,691	21,763,913	177,722,379	4,602,566	241,130,039			880,156,036
福祉医療貸付事業収入	55,647,633								55,647,633
福祉医療貸付回収金による収入	277,996,993								277,996,993
経営指導事業収入	39,329								39,329
福祉保健医療情報サービス事業収入	19,978								19,978
基金事業運用収入	687,132								687,132
退職手当共済事業収入		39,952,540							39,952,540
心身障害者扶養保険事業収入			21,645,658						21,645,658
年金担保貸付事業収入				3,830,091					3,830,091
年金担保貸付回収金による収入				173,881,615					173,881,615
労災年金担保貸付事業収入					43,889				43,889
労災年金担保貸付回収金による収入					4,556,565				4,556,565
承継債権管理回収業務収入						74,896,426			74,896,426
承継融資業務収入						165,134,269			165,134,269
運営費交付金収入	3,450,418	552,612	117,924						4,120,954
補助金等収入	8,647,263	47,852,438							56,499,701
その他の業務収入	89,702	1,101	331	10,673	2,112	1,099,344			1,203,263
投資活動による収入	277,056,338		11,850,900			344,600,000			633,507,238
有形固定資産の売却による収入	559,200								559,200
金銭の信託の減少による収入			11,850,900						11,850,900
有価証券の償還による収入						344,600,000			344,600,000
有価証券の売却による収入	275,222,458								275,222,458
財政融資資金預託金の減少による収入	1,274,680								1,274,680
財務活動による収入	241,300,000			243,800,000					485,100,000
長期借入れによる収入	208,300,000			39,800,000					248,100,000
短期借入れによる収入				145,000,000					145,000,000
債券の発行による収入	33,000,000			59,000,000					92,000,000
前年度よりの繰越金	5,932,512	12,544,037	16,583	567,389	1,092,892	84,778,764			104,932,180

(注) 千円未満を切り捨ててであるので、合計とは端数において合致しないものがある。

### (5) 平成 22 年度予算について

平成 22 年 3 月 24 日、国会の議決を経て平成 22 年度予算が成立しております。内容は以下の通りです。

#### [貸付事業計画]

##### 【一般勘定】

区	分	21年度予算額	22年度予算額	対 前 年 度	
				増 △ 減 額	伸 び 率
		億円	億円	億円	%
福 祉 貸 付	貸 付 契 約 額	1,627	1,250	△ 377	△ 23.2
	資 金 交 付 額	1,535	1,263	△ 272	△ 17.7
医 療 貸 付	貸 付 契 約 額	1,610	1,348	△ 262	△ 16.3
	資 金 交 付 額	1,483	1,224	△ 259	△ 17.5
小 計	貸 付 契 約 額	3,237	2,598	△ 639	△ 19.7
	資 金 交 付 額	3,018	2,487	△ 531	△ 17.6
	借 入 金	2,828	2,083	△ 745	△ 26.3
	自 己 資 金	190	404	214	112.6
	(うち財投機関債)	(400)	(330)	(△ 70)	(△ 17.5)

(参考)

##### 【年金担保貸付勘定】

区	分	21年度計画額	22年度予定額	対 前 年 度	
				増 △ 減 額	伸 び 率
		億円	億円	億円	%
年 金 担 保 貸 付	貸 付 契 約 額	1,896	1,863	△ 33	△ 1.7
	資 金 交 付 額	1,896	1,863	△ 33	△ 1.7
	民 間 借 入 金	287	398	111	38.7
	自 己 資 金	1,609	1,465	△ 144	△ 8.9
	(うち財投機関債)	(340)	(590)	(250)	(73.5)

##### 【労災年金担保貸付勘定】

区	分	21年度計画額	22年度予定額	対 前 年 度	
				増 △ 減 額	伸 び 率
		億円	億円	億円	%
労 災 年 金 担 保 貸 付	貸 付 契 約 額	48	49	1	2.1
	資 金 交 付 額	48	49	1	2.1
	自 己 資 金	48	49	1	2.1

[交付金・補給金・補助金等の概要]

区 分	21年度予算額	22年度		
		予算額	増△減額	伸び率
	千円	千円	千円	%
一 般 勘 定	12,689,273	12,097,681	△ 591,592	△ 4.7
運 営 費 交 付 金	3,391,761	3,450,418	58,657	1.7
社会福祉振興助成費補助金	—	3,047,263	3,047,263	皆増
利 子 補 給 金 ( 補 正 後 予 算 額 )	9,297,512 (9,880,010)	5,600,000	△ 3,697,512	△ 39.8
共 済 勘 定	26,537,366	26,169,749	△ 367,617	△ 1.4
運 営 費 交 付 金	614,479	552,612	△ 61,867	△ 10.1
給 付 費 補 助 金	25,922,887	25,617,137	△ 305,750	△ 1.2
保 険 勘 定				
運 営 費 交 付 金	131,283	117,924	△ 13,359	△ 10.2
合 計	39,357,922	38,385,354	△ 972,568	△ 2.5

**(6) その他の補完情報について**

当機構役員について、次の通り異動がありました。

平成 22 年 3 月 31 日 理事 青柳 親房 退任

平成 22 年 3 月 31 日 理事 藤田 十三夫 退任

平成 22 年 4 月 1 日 理事 杉山 健太郎 就任

平成 22 年 1 月 1 日 監事[非常勤] 丸田 康男 就任

なお、新役員の略歴については以下の通りです。

[略歴]

役 職 名	氏 名	任 期	前 職
理 事	杉 山 健 太 郎	自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日	独立行政法人福祉医療機構大阪支店長
監 事 [非常勤]	丸 田 康 男	自 平成 22 年 1 月 1 日 至 平成 23 年 12 月 31 日	プルデンシャル・インベストメント・ マネジメント・ジャパン株式会社内部監査部 長

**3. 参照書類を縦覧に供している場所**

独立行政法人福祉医療機構

(東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号 神谷町セントラルプレイス 9 階)

なお、機構ホームページ (<http://www.wam.go.jp/wam/>) にも掲載されております。